

社会福祉法人竹水会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホーム竹水園の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業（竹水園）の経営

(ロ) 生計困難者に対する相談支援事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人竹水会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する組織として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福島県南相馬市原町区長野字南原41番に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員1名の合計4名で

構成する。

- 3 評議員選任・解任委員の任期は、選任後4年以内とする。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員の報酬については、無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれては

ならない。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事(理事長の職にある理事を除く)及び監事の報酬は、無報酬とする。ただし、理事長報酬については、法人規程の役員報酬等に関する規程によることとする。

(職員)

第22条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長、その他の重要な職員（以下、「施設長等」という）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

ア	福島県南相馬市原町区長野字南原 2 9 番 1 所在の 特別養護老人ホーム竹水園敷地	5 5 4 . 3 6 m ²
イ	福島県南相馬市原町区長野字南原 2 9 番 4 所在の 特別養護老人ホーム竹水園敷地	2 2 m ²
ウ	福島県南相馬市原町区長野字南原 3 0 番 1 所在の 特別養護老人ホーム竹水園敷地	2 9 7 . 2 3 m ²
エ	福島県南相馬市原町区長野字南原 3 0 番 4 所在の 特別養護老人ホーム竹水園敷地	2 5 m ²
オ	福島県南相馬市原町区長野字南原 4 1 番 1 所在の 特別養護老人ホーム竹水園敷地	8 0 4 1 . 0 7 m ²
カ	福島県南相馬市原町区長野字南原 4 2 番 4 所在の 特別養護老人ホーム竹水園敷地	7 5 . m ²
キ	福島県南相馬市原町区長野字南原 4 6 番 3 所在の 特別養護老人ホーム竹水園敷地	4 1 . m ²
ク	福島県南相馬市原町区長野字南原 4 9 番 6 所在の 特別養護老人ホーム竹水園敷地	8 . 3 9 m ²
ケ	福島県南相馬市原町区長野字南原 4 9 番 7 所在の 特別養護老人ホーム竹水園敷地	6 5 m ²
	計	9 1 2 9 . 0 5 m ²

(2) 建物

福島県南相馬市原町区長野字南原 4 1 番地 1、2 9 番地 1、2 9 番地 4、
3 0 番地 1、3 0 番地 4、4 2 番地 2、4 6 番地 2、4 9 番地 6、
4 9 番地 7 所在の
特別養護老人ホーム竹水園建物
鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 3 階建
6 1 7 3 . 7 2 .m²

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 3 6 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 2 9 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、南相馬市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、南相馬市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当

該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及び定款に定めのあるもののほか、理事

会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、南相馬市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を南相馬市長に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、社会福祉法人竹水会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 41 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	門馬	広毅
理事	森	繁夫
理事	半杭	実
理事	大谷	敬子
理事	佐藤	仲男
理事	小林	清美
理事	小林	栄
理事	佐藤	則夫
理事	只野	歳保
理事	渡部	光明
監事	小澤	富雄
監事	上遠野	勉

この定款は、福島県知事の認可があった日（平成 18 年 9 月 26 日）から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可があった日（平成 19 年 2 月 26 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可があった日（平成 19 年 12 月 19 日）から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可があった日（平成 20 年 4 月 18 日）から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可があった日（平成 24 年 7 月 5 日）から施行する。

附則

この定款の変更は、南相馬市長の認可があった日（平成２５年　６月　７日）から施行する。

附則

この定款の変更は、平成２９年４月１日から施行する。（南相馬市長の認可の日（平成２８年１２月２７日））

附則

この定款の変更は、南相馬市長の認可があった日（平成２９年１１月２４日）から施行する。

社会福祉法人竹水会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人竹水会（以下「法人」という。）定款第41条の規定

により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 理事会

(議決事項)

第2条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 予算、決算、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更の素案
- (4) 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (5) 基本財産の処分及び担保提供
- (6) 社会福祉事業に関する許認可、寄附金の募集その他所轄庁及び福島県知事の許認可を受ける事項
- (7) 評議員選任・解任委員の選任
- (8) 評議員候補者の選任
- (9) 役員候補者の選任
- (10) 施設長の任免、その他重要な人事
- (11) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く）
- (12) 借入金の償還計画の変更
- (13) 法人・施設（事業所）の運営に関する重要な規則の制定及び変更
- (14) 建設工事請負や物品納入等の契約（「予定価格が1件 250 万円を超える工事又は製造の請負」、「予定価格が1件 160 万円を超える食料品・物品等の買入れ」及び「予定価格が1件 100 万円を超える前記以外の契約」、その他重要な契約。
- (15) 固定資産（基本財産を除く）の取得及び改良にあつては1件 250 万円以上、処分にあつては1件 100 万円以上のもの。
- (16) 固定資産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる
取得価額が 100 万円以上のものの処分。
- (17) 寄附金の募集に関する事項
- (18) 新たな事業の経営又は受託
- (19) その他、法人の業務に関する重要事項。

(報告事項)

第3条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合はその改善状況）
- (3) 法人定款第24条の規定により理事長が専決した事項
- (4) その他、役員から報告を求められた事項

(理事会)

第4条 理事会は、定例会と臨時会とに分けて、理事長が招集する。

2 定例会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 5月理事会

- ア 前年度の決算報告及び事業実績報告
- イ その他、第2条及び第3条に規定する事項

(2) 3月理事会

- ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
- イ 翌年度の予算及び事業計画
- ウ その他、第2条及び第3条に規定する事項

3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき、または、定款第25条第2項の規定に基づき各理事の開催請求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の招集)

第5条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議長の議決権)

第7条 理事会における単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。

(議事録)

第8条 理事会に出席した理事長及び監事は、当該議事録に記名押印する。

2 定款第26条第2項における理事会開催省略の場合は、その経過及び決議事項等の記録を作成し、その記録の作成人が記名押印しなければならない。

3 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

4 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付し、袋とじ等して保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第9条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後速やかに送付するものとする。

第3章 監事

(監査の実施)

第10条 法人定款第18条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を理事長が作成した後、速やかに（毎年5月末までの決算理事会の前日までに）実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第11条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、記名押印の上、理事長に提出するとともに、理事会及び評議員会で報告し、南相馬市長に報告するものとする。

第4章 役員の選任

(選任手続き)

第12条 理事長は、役員の任期満了直前の理事会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 理事長は、選考に当たり、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。ただし、重任となる役員にあつては身分証明書の提出を省略することができる。

3 理事長は、評議員会において選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。

4 委嘱状を交付された役員は、任期開始日前までに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第13条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第14条 役員の欠員補充については、定款第16条の規定を準用する。

(役員名簿)

第 15 条 理事長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない

第 5 章 評議員会

(評議員会)

第 16 条 評議員会は、定例会と臨時会とに分けて、理事長が招集する。

2 定例会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 6 月評議員会

ア 前年度の決算報告及び事業実績報告

イ その他、法人定款第 10 条（評議員会の権限規定の条項）に規定する事項

3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき、または、定款第 12 条第 2 項の規定に基づき評議員会の開催請求があったときに、理事長が招集する。

(評議員会の招集)

第 17 条 理事長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日の 7 日前までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書等を添付するものとする。

(関係者の出席)

第 18 条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議長の議決権)

第 19 条 評議員会における議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。

(議事録)

第 20 条 議長及び評議員会において選任された議事録署名人 2 名は、当該議事録に記名押印しなければならない。

2 定款第 13 条第 4 項における評議員会開催省略の場合は、その経過及び決議事項等の記録を作成し、その記録の作成人が記名押印しなければならない。

3 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

4 議事録は、提出議案書等を添付し、袋とじ等して保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第 21 条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決の結果を記録した書面を評議員会終了後 14 日以内に送付するものとする。

(選任手続き)

第 22 条 理事長は、評議員の任期満了直前の理事会までに次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 理事長は、選考に当たり、次期評議員となるべき者から、事前に履歴書を徴するものとする。

3 理事長は、評議員選任・解任委員会の評議員選任を経た上で、選任された評議員に対し委嘱状を交付するものとする。

4 委嘱状を交付された評議員は、任期開始日前までに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第 23 条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第 24 条 評議員の欠員補充については、定款第 6 条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第 25 条 理事長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第 6 章 事務の専決

(事務の専決)

第 26 条 定款第 2 4 条に基づき理事長又は施設長が専決することのできる事項は、別表 1 のとおりとする。

(専決の報告)

第 27 条 理事長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

(変更等)

第 28 条 この細則を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

この細則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この細則は、平成 3 0 年 3 月 2 9 日から施行する。

附則

この細則は、平成 3 0 年 9 月 2 6 日から施行する。

附則

この細則は、令和 3 年 5 月 2 8 日から施行する。

<別表 1 >

理事長専決事項

1 各種規程（法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるものを除く。）

運用方針、要綱等の制定、改廃に関する事項。

- 2 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関する事
- 3 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事
- 4 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 5 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 6 売買、賃貸借、建設工事請負その他の契約でその予定価格が次に定める金額を超えない場合

区 分	金 額
会計監査を受けない法人	1, 0 0 0 万円

- 7 災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関する事
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
なお、当該物件について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が先決すること。
- 8ーイ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、1 件 250 未満、処分にあつては 1 件 100 万円未満のもの。
- 8ーロ 固定資産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる 1 件 100 万円未満のものの処分に関する事
ただし、イ・ロとも法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該物件について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 9 予算上の予備費の支出
- 10 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- 11 入所者の預り金の日常の管理に関する事
- 12 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- 13 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事
- 14 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 15 施設長の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関する事

- 16 職員の昇給・昇格に関する事
- 17 各種証明書の交付に関する事（定例又は軽微な事項は除く。）
- 18 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽微な事項は除く。）

施設長専決事項

- 1 所属職員の旅行命令及び復命に関する事
- 2 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事
- 3 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 4 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びに予算計上されている予定価格が
1 件 50 万円未満の支出・契約に関する事
- 5 財産の取得及び処分（50 万円以上を除く）に関する事
- 6 収入（50 万円以上の寄附金を除く）事務に関する事
- 7 予算の流用及び予備費の充用（50 万円以上を除く）に関する事
- 8 各種証明書の交付に関する事（定例又は軽微な事項に限る。）
- 9 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽微な事項に限る。）
- 10 その他定例又は軽微な事項